環境省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
40	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。	同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されいる。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考えるが、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	法の目的は、土壌汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることが期待される。 なお、「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき」とされている。	土壌汚染対策法第4条第1項	環境省	栃木県	連絡・確認を行う際は、必ず窓口課（◎）を通していただきますよう、お願いいたします。	北海道、八尾市、高松市、熊本市	○土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3,000㎡以上の土地の形質変更という条件は過大ではないかと考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事等においては、発生残土処理については汚染の拡散は発生しにくい状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法も含めたものとすることが現実的であると考えられる。 ○通常、土壌汚染が考えられない治山工事等に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくとも支障がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。 ○山間地（保安林）の公示で同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壌汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。 ○山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものと考える。 ○土地の形質変更を行う面積が3000㎡を超える場合，山林や農地等，土壌汚染の恐れが極めて低い土地であっても，届出が義務付けされており，開発行為等の際に支障となっている。 ○中央環境審議会の平成２８年１２月１２日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」にもあったように、全国の土壌汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2％程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるものの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届け出対象外とすることが望ましい。	一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壌の搬出や形質変更に伴う汚染の発生契機となることから、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、調査をさせて、その結果を報告すべきことを命ずることとしています。 平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」（中央環境審議会）において、「法第4条第１項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壌汚染状況調査（地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合については、試料採取等は不要。）を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。 保安林で行われる治山工事など土壌汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壌汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。 なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。	○　改正法4条3項の規定に基づく手続の迅速化については、調査結果報告に係る手続を前倒しして、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本件のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令を発出する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要となることは変わらず、改正法による効果は無いものと考えられる。 ○　特に、栃木県から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水源のかん養等を目的とするものであり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壌汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。 ○　また、自然由来の土壌汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現況の山腹斜面や渓岩・渓床を維持・安定化するものであることから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壌汚染が存在しても拡散するおそれが小さいものと考えられる。 ○　一方、例えば、①環境影響評価法に基づく調査を実施しているもの、②土壌汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の保全に十分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されていることを客観的に判断することが可能であり、届出の対象外として支障が無いものと考えられる。 ○　したがって、栃木県としては、これらの行為については同条の規定に基づく届出が不要な行為とするよう、引き続き検討をお願いしたいと考えている。	
75	B　地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者（ホテル事業）が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性がぜい弱であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	財産処分に当たっての補助金の返還について弾力的な運用が認められることで、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県にとって、建築物耐震化の一層の促進が図られる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 所管行政庁の補助金等に係る財産処分承認基準（通達）	環境省	愛媛県 【共同提案】 広島県	【提案趣旨に賛同】 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	徳島県、福井市	○グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は多いに想定される。	・地域グリーンニューディール基金（以下「GND基金」という。）事業により取得した財産の処分の制限については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「平成21年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱」、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（以下これらを「適正化法等」という。）において取扱いが規定されている。 ・GND基金の運営主体である貴県において、財産処分を含む補助金の執行については適切な対応をお願いしているところであるが、貴県の補助金は国の補助金を原資にしており、GND基金事業により取得した財産の処分は適正化法等に基づき制限されるべきであり、ご提案のような事案についての補助金返還要件の緩和は困難である。 ・なお、建築物の建替えに伴い、GND基金事業により導入した設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合には、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」第3の2.（1）オ.（イ）に該当するものとして、国庫納付の条件を付さずに財産処分を承認するものとし、補助金の返還は要しないものと考える。 ・環境省としては、引き続き補助金等に係る予算の適正な執行に努めて参りたい。 ○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（抜粋） 第3 国庫納付に関する承認の基準 2．地方公共団体以外の者が行う財産処分 （1）国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合 地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。） オ．次に該当する取壊し等 （イ）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等	建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合は、補助金返還不要とのことであるが、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（以下「承認基準」という。）第3の2.（1）オ.（イ）は、文言上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の根拠を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。	
247	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外	「浄水場の沈殿池より生ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理（薬品投入）前の土砂（川砂）について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。 現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理（薬品投入）前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。 このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	工業用水道事業は、受水企業からの給水料金で費用を賄う独立採算で運営をしている。 このため、浄水処理（薬品投入）前の土砂を「産業廃棄物」の対象から除外することにより、費用が削減され、地域経済を支える受水企業へ安価で安定的な工業用水の供給が可能となる。 また、建設発生土と同様の扱いとなるため、土地造成等の材料として、有効利用の可能性が広がる。 ※富士川浄水場の沈砂池・着水井の汚泥に係る ①現在の産業廃棄物としての処理費用、 ②①を廃棄物ではない建設発生土として処理する費用（試算）、 ③差額（②-①） は以下のとおり。 ①　産業廃棄物処理費：130,000千円/年 ②　建設発生土処理費：20,800千円/年 ③　差額：　△109,200千円/年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4項1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について第一 4	環境省	静岡県		滋賀県、宮崎県、伊丹市、松山市、鹿児島市	○本市においても浄水施設において着水井・接触池、河川取水施設において導水路、沈砂池と処理薬品の注入前に土砂が沈降する施設がある。一定期間の堆積をみて定期的に浚渫を行っているため、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されると処理費用を低減することができる。 ○静岡県企業局と同様に本県（企業庁水口浄水場）でも、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。取水口および取水管については隔年に、沈砂池等については毎年清掃を実施しており発生する土砂（川砂）が産業廃棄物から除外された場合の処理費用（試算）は以下のとおりであり、安価で安定的な用水の供給が可能となる。 ①産業廃棄物処理費：715千円/年 ②建設発生土処理費：114千円/年（静岡県の試算例による） ③差額：　△601千円/年 ○当市公営企業局市之井手浄水場では、河川から取水を行い、上水道としての浄水処理を行っている。浄水処理で発生する汚泥は全て産業廃棄物扱いで処分しているが、河川からの取水後、沈砂池に自然沈下する浄水処理（薬品投入）前の土砂については、通常の河川の土砂と同様であることから、規制緩和により、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されることで、処分費用が削減でき、水道事業経営への負担も軽減できることから、制度改正は必要である。 ○本県企業局（北部管理事務所）においては、5年毎に沈砂池の土砂除去を行い、産業廃棄物として中間処分（無機汚泥）しており、処分経費は1年当たりに換算した場合、約1，000千円／年となっている。経費削減が見込まれるため、提案団体の意見のとおり改正すべきと考える。	廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解している。 このため、浄水場において発生する土砂が廃棄物に該当するか否かについては、都道府県等において総合的に勘案し判断して差し支えない。 なお、「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は廃棄物処理法の対象とならないものである。 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日環整43号、改定昭和49年3月25日環整36号）通知より	・浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂は、環境省回答のなお書きのとおり「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」と同様に廃棄物処理法の対象外と考える。 ・しかし、昭和46年10月25日付環整第45号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（以下「留意事項通知」とする）では、無機性汚でいの代表的なものとして「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」が例示されているため、本県のみならず他県においても「薬品投入前の土砂」を産業廃棄物として処理せざるを得ない状況にある。 ・このため、「薬品投入前の土砂」が廃棄物処理法の対象外であることを明確にするため、留意事項通知の改正を求める。 （現行）「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」 ↓ （例）「浄水場の薬品投入後に生ずる汚でい」 又は 「浄水場の沈でん池より発生する汚でい（土砂に該当するものを除く）」	
252	A　権限移譲	環境・衛生	国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。	本県の国定公園では、水族館（公園事業）として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。 現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。 そのため、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。 計画変更に県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。	既に公園計画に位置付けられている施設の業態の変更の程度が軽微な場合の公園計画の変更について、都道府県に決定権限を委ねる又は速やかな計画変更が可能な制度構造に改めることで、国定公園における空き施設問題の解消や地域の魅力を発信するための時宜を得た事業展開を進め易くなり、国定公園の景観の保護や一層の利活用の推進に資する。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	千葉県		岩手県	○軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。 ○千葉県の提案は事務の迅速化に資すると考える。	具体的な支障事例として、2社の民間事業者から企画の段階で投資を断念されてしまった点をあげられておりますが、7／11に実施された提案団体からの集中ヒアリングを踏まえると、提案団体において国定公園に係る公園計画の変更手続に要する時間が要因であるかどうかは定かでなく、また、公園計画の変更に要する時間については、申し出から決定まで半年程度で処理できる体制が既に整えられているところです。この点については、平成27年度の提案募集においても回答しております。 さらに、本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していきます。	事業再建に向けて観光施設に対する投資に興味を示した民間事業者（2社）は、既存の施設が国定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続を経て着工するまでの期間が見通せず、投資案件として忌避された。 現在の制度運用上では、公園事業計画の変更に係る期間は半年程度とされているが、事前協議を経て正式に提出・受理と進むのが通例で、可否判断の基準が示されていない状態では、この段階でも所要時間の見通しが困難であり、さらに、計画変更決定は環境大臣の所管となるため、2段階の了解を得る必要があり、投資企業から見れば進捗状況が見えない状態になる。 リゾート開発の場合は、事業企画、土地所有、施設建築、営業戦略、現場運営などの業務を種別ごとに別企業での分担が多く、不動産に関する見通しの不透明さゆえ、この事業チームの構築ができない。（仕事が始まる時期が分からず、人材の確保も融資計画も手を付けられない） 国定公園内の手付かずの自然環境に変更を加えることに慎重であることは当然だが、既に施設が建設されている区画にあっては、廃墟化による景観・雰囲気等の悪化がもたらす国定公園の魅力の毀損こそ防ぐ必要があり、国定公園の魅力を担保するためにも老朽施設の更新が円滑に行われる条件整備が必要になる。 現実的な方策として、既存施設の立地する区画において施設の改築を行う場合、用途に本質的な変更がない軽微な案件（既設のホテル・水族館などは観光系の集客施設であるが、自然公園法施行令に規定のある他の集客施設に変更し、増築・建替えするケース等）は、公園の管理・運営を行う都道府県知事の判断に委ねるようにしていただきたい。	
277	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6 次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 ついては、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」（平成12年3月31日厚生省通知） ・「屎尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて（平成12年3月31日　建設省通知）	農林水産省、国土交通省、環境省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合		大村市	○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。	【国土交通省・環境省】 H12.3.31の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置等に係る個別の判断は特定行政庁や各自治体の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定行政庁や各自治体の環境部局の判断により実施できる。この旨、各都道府県に対し、今年度中に周知する。 また、この度の要望を踏まえ、各特定行政庁や各自治体の環境部局の判断に資するよう、提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータを頂くなどの協力も得つつ、施設の処理性能と事業場からの排水の水質等の技術的データを収集し、処理できるかどうかの技術的な検討を行い、検討の結果、排水の処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。 これらについては、来年度中の通知の発出を目途に、データの収集や、技術的な検討を進めていく予定である。 【農林水産省】 平成12年厚生省通知及び建設省通知の性格は、浄化槽法第2条及び建築基準法施行令第32条第1項に示す雑排水の取扱に係る技術的助言であり、そもそもいかなる雑排水を屎尿と併せて農業集落排水施設において処理するかに係る個別の判断は各自治体の建築部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自治体の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。 なお、提案団体より要望のあった業種からの事業排水を農業集落排水施設において処理することについては、各自治体の判断に資するように、浄化槽法を所管する環境省及び建築基準法を所管する国土交通省が中心となり、農業集落排水事業を所管する当省も協力した上で、来年度中を目途に技術的な検討が行われる予定であり、当該検討の結果に基づき、環境省及び国土交通省から、通知等により周知されるものと認識している。	貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものである。 今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われることとなるが、早期に検討結果を周知いただきたい。 検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。	

環境省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－		【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○　今般の法改正については、調査結果報告に係る手続きを前倒しして、届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したものと理解するが、 ・そもそも本提案のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと ・調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること ・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないこと を踏まえると、事業者が当該手続きを広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとはいえないのではないか。 このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く吸い上げながら、幅広に検討すべきではないか。 ○　1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。 ○　既存の知見により汚染のないことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、 ①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地 ②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地 などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地歴調査を行わずとも、汚染のおそれがないことは客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないか。	平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」（中央環境審議会）において、「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されていることから、引き続き、ご提案の趣旨を踏まえつつ、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討してまいりたい。 なお、①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地及び②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などについては、届出の対象外とすることを御提案いただいているところであるが、調査以降に汚染の状況に変更がある場合等も考えられ、一律に汚染のおそれがないことを客観的に判断することは困難であるため、都道府県知事は、届出に基づき、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断し、そのおそれがあると認めるときは、調査命令をかける仕組みとする必要がある。	6【環境省】 （4）土壌汚染対策法（平14法53） 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出（4条1項）については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	未定	平成30年3月14日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会（第13回）において、①都道府県知事において、土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断された場合においては、当該区域を届出対象外の区域として指定することができるとすることが適当である、②都道府県知事が土壌の汚染のおそれがなく、調査命令を発出しないと判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更の着手を行っても差し支えないことにつき、環境省から周知することが適当である、との内容を含む「今後の土壌汚染対策の在り方について（第2次答申案）」を審議し、おおむね了承をいただいたところ。	「今後の土壌汚染対策の在り方について（第2次答申）」を取りまとめた上、同答申を踏まえ、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる。
－		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（以下「承認基準」という。）第3の2.（1）オ.（イ）において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備も対象である旨の明記については、今後改正の機会を捉まえて、適切に対応してまいりたい。 また、承認基準第3の2.（1）オ.（イ）において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の事務連絡を関係機関に対して発出し、その周知を図ってまいりたい。	6【環境省】 （6）補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。 あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平20環境省）を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。	①通知 ②通知	①地方公共団体に平成30年1月9日に通知。 ②地方公共団体に平成30年夏までに通知予定。	①「グリーンニュディル基金事業により 取得した財産の処分 に関する環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準取扱いについて」（平成30年1月9日付け環政計発第1801092号）を地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に通知。	②「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平20環境省）を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知予定。
－		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を行うこと。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。		一次回答にあるとおり、廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解しているが、本提案を踏まえ、上記見解を改めて周知することを検討する。	6【環境省】 （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） （ⅰ）廃棄物（2条1項）の該当性の判断については、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、「行政処分の指針について」（平25環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等で示されている、地方公共団体が物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成30年度中に周知する。	検討中	平成30年度中（具体的な時期は検討中）。	廃棄物の該当性の判断については、本提案を踏まえ、一次回答の見解を改めて周知する方法等を検討しているところ。	引き続き、平成30年度中の周知に向けて検討を進める。
－		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。	○　提案団体は、既存施設の増築又は建替をして、かつ、現在は公園計画に未記載の「公園事業となる施設」（施行令1条に規定する施設）への業態に変更（例：水族館から博物館）する場合、国定公園の公園計画の変更が必要であると認識している。国定公園事業の付帯施設の設置について柔軟な運用を認めていても、現行の制度及び運用上は、変更する業態によっては公園計画の変更が必要となるのではないか。 ○　一次ヒアリングでは、既存施設を公園計画に未記載の業態に変更をする場合でも、位置を変えず、規模も大きく変えないのであれば、県の許可で対応できる旨の発言があったが、利用しやすくするために当該施設を増築又は建替して業態変更する場合は県の許可だけでなく、公園計画の変更が必要になるのではないか。 ○　民間事業者との交渉では、様々な業態への変更を選択肢として検討する必要がある。業態によっては公園計画の変更が必要であり、国の審査が半年程度かかるだけでなく、国の了解獲得の不確定性も交渉のネックとなっている。その結果、企画の段階で民間事業者は投資を断念している。現行の制度及び運用では対応できない明確な支障が生じているのではないか。 ○　国定公園は県が既存施設の再建や観光客誘致のための投資の呼び込みなどに苦慮している実態を踏まえれば、付帯施設の設置について柔軟な対応を認めているのと同様に、既存施設の増築又は建替をして①景観や環境に与える負荷が既存施設と同水準となる場合や、②比較的類似の施設へ業態変更する場合（例：水族館から博物館・植物園等、令1条の同号に定められている施設への業態変更など）については、自然環境等への影響が軽微なものとして、公園計画の変更を不要とするなどの柔軟な対応を可能とすべきではないか。	○ 今回の事例に関し、公園計画における事業種の変更の柔軟化に関するご指摘については、一定の合理性があるものと考える。他方、公園計画上の整理は、全国の国定公園にも影響するため、運用を変更する場合には、不適切な状況が生じないよう、その他の地域の事例も踏まえた検討が必要である。 ○ 例えば、自然公園法では、優れた自然の風景地の保護と適切な利用の両面を目的としているところ、海岸の優れた自然が評価された国定公園において、水族館を博物館等の事業種へ変更する場合、その変更による風致景観や環境に与える影響が同程度であっても、博物館は多様な種類のものが考えられることから、その沿岸域の公園の自然と全く関係の無い文化的な博物館では、当該公園の優れた海岸地域を活かした利用にそぐわない可能性も考えられる。このため、公園計画段階で各事業種をどのように区別することが適切かは整理が必要である。 ○ このような点を踏まえながら、今回の事例などにも柔軟に対応出来るよう、再検討の視点でも触れられている、令1条の同号に定められている施設への業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて、検討を始めてまいりたい。 ○ なお、今回の千葉県の案件については、1次回答でもお答えした通り、公園計画の変更以外の対処方法も想定されますので、具体的な対応方針については、積極的に提案団体に助言してまいりたい。	4【環境省】 （1）自然公園法（昭32法161） 国定公園に関する公園計画の変更（8条2項）については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	平成30年度中に検討し、結論を得る。	自然公園法施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更に係る実情や意見等について、国定公園が立地する都道府県に対して照会するため、照会事項の整理等を実施中。	全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。
－		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。	（再検討要請なし）		6【環境省】 （3）浄化槽法（昭58法43） （ⅰ）浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水（2条1号）の取扱いについては、「屎尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」（平12建設省）及び「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」（平12厚生省）は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかな業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水（2条1号）に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 （関係府省：国土交通省） ［措置済み（平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知、平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知）］ （ⅱ）あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。 （関係府省：国土交通省）	（ⅰ）事務連絡 （ⅱ）通知	（ⅰ）平成29年11月20日 （ⅱ）平成30年度中	（ⅰ）措置済み：「し尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」（平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知）、「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」（平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知） （ⅱ）国土交通省と連携して「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、事業場からの排水の水質等について既往のデータを収集している。	（ⅱ）浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行う。